

奈良県中央卸売市場再整備推進事業
(市場エリア整備事業)

【乙型】

共同企業体の構成に関する協定書（案）

令和 8 年 7 月 1 0 日

奈良県

〇〇共同企業体の構成に関する協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 奈良県発注に係る「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」
(当該事業内容の変更に伴う事業を含む。以下「本事業」という。)
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「当共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、本事業の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を受注することができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。

(構成企業の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表構成企業の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇株式会社を代表構成企業とする。

(代表構成企業の権限)

第7条 当共同企業体の代表構成企業は、本事業の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び出来高払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務額)

第8条 各構成企業の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇業務	〇〇株式会社
〇〇業務	〇〇株式会社
〇〇業務	〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、本事業の完了にあたるものとする。

(構成企業の責任)

第10条 各構成企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、事業契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当共同企業体の名称を冠した代表構成企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成企業の必要経費の分配)

第12条 構成企業はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本事業履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成企業の分担額を決定するものとする。

(構成企業の相互間の責任の分担)

第14条 構成企業がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成企業がこれを負担するものとする。

2 構成企業が他の構成企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成企業が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従う

ものとする。

- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成企業の脱退)

第16条 構成企業は、当共同企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成企業の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成企業のうちいずれかが本事業の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成企業が共同連帯して当該構成企業の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、本事業につき契約不適合があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[以下本頁余白]

〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇共同企業体の構成に関する協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成企業が記名押印し、1通を発注者が、その他各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇共同企業体の構成に関する協定書第8条に基づく協定書

奈良県発注に係る下記事業については、〇〇共同企業体の構成に関する協定書第8条の規定により、当共同企業体構成企業が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

1. 事業名

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

2. 分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成企業が記名押印し、1通を発注者が、その他各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇共同企業体

代表構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇印